

資 金 運 用 規 程

規 程 第 16 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人社会貢献支援財団（以下「この法人」という。）の定款第8条の定めに基づき、この法人の資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産)

第2条 この規程において運用の対象とする財産は、この法人が保有する財産のうち、定款第4条第1項に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「不可欠特定財産」という。）又は不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により、財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金とする。

(資金の運用責任者)

第3条 資金の運用責任者は、会長とする。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
- 3 前2項の理事は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。
- 4 会長は、翌事業年度における資金運用の運用方針につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産については、当該基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の資金の運用基本方針)

第5条 その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(理事会への資金運用状況の報告)

第6条 会長は、資金の運用状況につき、年2回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(資金の運用事務手続)

第7条 第3条第2項に定める資金運用執行責任者は、資金の運用に当たっては、財務課長等に関係金融商品を調査させ、関係役員等との協議を経た後に、関係書類を添付して会長の決裁を受けなければならない。

2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行われなければならない。

3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者は速やかに会長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、資金の運用に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2023年10月17日から施行する。